

少量新規の申出に 不備が多発 しています



製造・輸入予定の化学物質を
公示物質と思い込んでいませんか？



化学物質の名称と構造式は
ありますか？



製造・輸入数量は確認数量を
超過していませんか？

化審法の少量新規の申出に関する違反があった場合、
1年以下の懲役 若しくは **5000万円以下***の罰金
が科せられる場合があります。

※法人の場合

問い合わせ先 ▶▶ 厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室

TEL : 03-3595-2298

FAX : 03-3593-8913

E-mail : exchpro@mhlw.go.jp